



令和 7 年 4 月 1 日 (火)

【照会先】

関東信越厚生局総務課

総務課長 川 寄 貴 之

総務課長補佐 中 野 稔

(代表電話) 048(740)0711

報道関係者 各位

非違行為者に対する懲戒処分について

関東信越厚生局（局長 ^{ただ}武田 ^{やすひさ}康久）は、当局所属職員について、以下の非違行為を理由に、非違行為者に対し、国家公務員法に基づく懲戒処分を行いましたので、概要をお知らせします。

1. 概要

被処分者は、令和6年8月5日（月）、午後5時15分頃に退庁し、帰宅途中、酒気を帯び、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、同日午後5時58分頃、千葉市中央区東千葉2丁目7番7号付近道路において、原動機付自転車を運転したものの。

また、令和5年12月から令和6年8月までの期間について、バスによる通勤届に基づき通勤手当を支給されていたにもかかわらず、主たる通勤手段としてのバス以外の通勤手段を用いて通勤し、通勤手当を不正に受給していたもの。

2. 処分年月日

令和7年4月1日

3. 被処分者の所属等

関東信越厚生局 非常勤職員（再任用短時間勤務職員）

4. 処分量定

処分量定 停職1月

5. 再発防止策

関東信越厚生局では、本件事案を受け、事案発生日の翌日の令和6年8月6日に、局内幹部を集めて、改めて交通法規の遵守、特に飲酒運転の根絶を含め、綱紀の厳正な保持を徹底させることを確認するとともに、局内幹部から職員全員に対して、職員の綱紀の厳正な保持の徹底を指示したところであるが、引き続き、各種会議等の機会に綱紀粛正の保持に関して継続的に指示し、職員個々の意識の徹底を図ることとしている。

また、通勤手当制度についても、幹部会議等を通じて周知徹底する。